

令和5年度鞍手町議会第5回定例会会議録（第1号）						
令和5年9月6日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会 日時及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	令和5年9月6日 午後1時00分			的野信之		
	閉 会 開 議			議 長		
	令和5年9月6日 午後1時31分			的野信之		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	許斐英幸	出	11	栗田美和	出
	2	田中二三輝	出	12	西藤典子	出
	3	星正彦	欠	13	篠原哲哉	出
	4	宇田川亮	出			
	出席 12人	5	野口美恵子	出		
	欠席 1人	6	新谷留晴	出		
	欠員 0人	7	的野信之	出		
		8	石井大輔	出		
		9	許斐潤一郎	出		
	10	有働徳仁	出			
会議録署名 議員	5	野口美恵子		6	新谷留晴	

職出 務席	議会事務局 局長	広瀬真一	出	議会事務局 局次長	加藤優	出
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	岡崎邦博	出	副町長	浅野彩	出
	教育長	外園哲也	出	会計課長	武谷朋視	出
	総務課長	高橋奈美江	出	都市整備 課長	西生卓矢	出
	福祉人権 課長	田鶴原竜二	出	まちづくり 課長	柴田隆臣	出
	税務保険 課長	石田克	出	産業振興課長兼 農業委員会事務 局長	梶栗恭輔	出
	管財課長	石田正樹	出	上下水道 課長	神谷徹	出
	健康こども 課長	沼野葉子	出	教育課長	森永健一	出
	住民環境 課長	大村俊夫	出			
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

令和5年 第5回 鞍手町議会定例会 議事日程

9月6日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議
- 日程第4 議案第47号 鞍手町教育委員会教育長の任命
- 日程第5 議案第48号 鞍手町教育委員会委員の任命
- 日程第6 議案第49号 鞍手町過疎地域持続的発展計画の変更
- 日程第7 議案第50号 令和5年度鞍手町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第51号 令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第52号 令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第53号 令和5年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第54号 令和5年度鞍手町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第55号 令和4年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第13 議案第56号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第14 議案第57号 令和4年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第15 議案第58号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第16 議案第59号 令和4年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第17 議案第60号 令和4年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第18 議案第61号 令和4年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第19 議案第62号 令和4年度鞍手町水道事業会計決算認定
- 日程第20 議案第63号 令和4年度鞍手町下水道事業会計決算認定

令和5年9月6日 9月定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（12名）

1番 許 斐 英 幸	2番 田 中 二 三 輝	
4番 宇 田 川 亮	5番 野 口 美 恵 子	6番 新 谷 留 晴
7番 的 野 信 之	8番 石 井 大 輔	9番 許 斐 潤 一 郎
10番 有 働 徳 仁	11番 栗 田 美 和	12番 西 藤 典 子
13番 篠 原 哲 哉		

2 欠席議員は次のとおりである

3番 星 正 彦

~~~~~○~~~~~

—— 開議 13時00分 ——

○議長（的野信之君）

ただいまから、令和5年第5回鞍手町議会定例会を開会します。

なお、本定例会には、3番議員 星正彦議員から、事前に体調不良による欠席の届出がありましたので報告します。

まず、町長より提出されております「地方独立行政法人くらて病院の令和4事業年度に係る業務実績に関する評価結果の報告書」「令和4年度鞍手町一般会計継続費精算報告書」「令和4年度決算に係る財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告書」及び監査より提出されております「例月現金出納検査報告書」をお手元のタブレット端末機に送信していますので、ご確認ください。

次に、本日まで受理しました陳情1件は、タブレットに送信しています「陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託しますので、報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は会議規則第 124 条の規定により、議長において、

5 番議員 野口美恵子議員及び

6 番議員 新谷留晴議員を指名します。

次に、日程第 2 「会期の決定」を議題とします。

今期、定例会の会期は、本日から 9 月 21 日までの 16 日間にしたいと思います。

これに、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日から 9 月 21 日までの 16 日間に決定しました。

次に、日程第 3 「人権擁護委員候補者の推薦に関する協議」を議題とします。

タブレットの送信資料のとおり、議会の意見を求められています。

これから質疑を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、原案を適当と認め、原案どおり決定し通知することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって原案を適当と認めることに決定しました。

次に進みます。

日程第4 議案第47号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

日程第4 議案第47号につきまして提案説明を申し上げます。

日程第4 議案第47号は、鞍手町教育委員会教育長の任命であります。

鞍手町教育委員会教育長であります外園哲也氏の任期が、本年10月3日をもって満了することから、同氏を再任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、教育長の任期は3年であり、別紙で同氏の任命理由及び略歴書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上が、日程第4 議案第47号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(的野信之君)

これから質疑を行います。

議案第47号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第47号については、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第47号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第47号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第47号鞍手町教育委員会教育長の任命を採決します。

教育委員会教育長に外園哲也氏の任命に同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第 47 号は同意することに決定しました。

ただいま同意された件で、外園氏から挨拶の申出がありますので、これをお受けします。

**○教育長（外園哲也君）**

ただいま、議会の同意を得ました外園でございます。

6 小学校を 1 校にするというですね大変大きな仕事がございますが、全力で取り組んでまいりたいと思いますので、議会のご支援ご協力よろしくお願いいたします。

**○議長（的野信之君）**

次に、日程第 5 議案第 48 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

**○町長（岡崎邦博君）**

日程第 5 議案第 48 号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第 5 議案第 48 号は、鞍手町教育委員会委員の任命であります。

鞍手町教育委員会委員であります堀角泰正氏の任期が、本年 12 月 14 日をもって満了することから、後任として廣瀬竜也氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、委員の任期は 4 年であり、別紙で同氏の任命理由及び略歴書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上が、日程第 5 議案第 48 号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（的野信之君）**

これから質疑を行います。

議案第 48 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第 48 号については、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 48 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第 48 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第 48 号、鞍手町教育委員会委員の任命を採決します。

教育委員会委員に廣瀬竜也氏の任命に同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって、議案第 48 号は同意することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

—— 休憩 13時14分 ——

~~~~~○~~~~~

(廣瀬氏「入場」)

○議長(的野信之君)

ただいま同意された件で、廣瀬氏から挨拶の申出がありますので、これをお受けいたします。

○教育委員会委員(廣瀬竜也君)

こんにちは。

ただいま教育委員の任命について、ご同意いただきました廣瀬竜也と申します。

現在は、鞍手町でNPO法人の理事長として、障害福祉サービス事業所の運営、また定期的に開催している子供食堂の運営をさせていただいております。

これまで、障害福祉と地域福祉に携わってきた業務上の経験、またPTA活動などの携わってきた経験を生かして、鞍手町の教育について微力ではありますが、力を尽くしていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

(廣瀬氏「退場」)

~~~~~○~~~~~

—— 再開 13時16分 ——

○議長（的野信之君）

会議を再開します。

日程第6 議案第49号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

日程第6 議案第49号は、鞍手町過疎地域持続的発展計画の変更であります。

本計画の変更は、令和5年6月に策定した「鞍手町立小学校統合基本計画」及び私立保育園の「認定こども園」への移行等に関連して、整合性を図る必要があるため同計画を変更するものであります。

具体的には、持続的発展策に掲げる「現状と問題点」や「その対策」について変更するにあたり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、この過疎地域持続的発展計画は、令和5年8月17日付で福岡県知事との協議が整っております。

以上が日程第6 議案第49号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長（的野信之君）

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第7 議案第50号から日程第11 議案第54号までの5件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

日程第7 議案第50号から日程第11 議案第54号までの5件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第7 議案第50号は、令和5年度鞍手町一般会計補正予算第4号であります。

本補正予算の主なものを申し上げますと、歳出では3款 民生費で、子育て短期支援事業の短期入所の利用者増に伴い、221万1千円を追加しております。

次に6款 農林水産業費では、農林水産加工品に係る機械器具購入事業が県の補助事業に採択される見込みであることから、農林漁業女性ベンチャー育成事業費補助金として50万円を追加しております。

次に8款 土木費では、下水道事業会計側の収入予算の増額に伴い、一般会計の負担が減少することから、下水道事業会計出資金で1,830万円を減額しております。

次に10款 教育費では、小学校トイレの洋式化に伴う関連予算として589万6千円を追加しております。

また、小学校統合・再編事業で剣南小学校周辺の現況測量に経費として850万円を追加するとともに、小学校建設に係る発注者支援に係る経費として1,578万5千円を追加しております。

次に11款 災害復旧費で、7月の大雨災害により被災した井手ノ元池の堤体補修等の工事費として1,750万円を追加しております。

次に12款 公債費では、過去に借り入れた長期債の利率が見直されたことなどにより、元金及び利子について所要の補正を行っております。

さらに、給与費全般において、本年4月の人事異動や標準報酬月額の変更に伴う補正を行っております。

一方、歳入では、11款 地方交付税の普通交付税が決定されたことから、所要の補正を行っております。

また、歳出予算の補正に関連して、15款 国庫支出金や16款 県支出金で所要の補正を行うほか、20款 繰越金では、令和4年度決算に伴う繰越金の追加を行っております。

そして、これらの要因により財源に剰余が生じたので、財政調整基金繰入金を減額し、歳入歳出予算を調整しております。

その結果、歳入歳出それぞれ2億582万7千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ110億6,160万1千円としております。

次に、日程第8 議案第51号は、令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算の主なものを申し上げますと、歳出では9款 諸支出金で、直営診療施設整備事業の交付金が確定したことに伴い、くらて病院運営費交付金775万円を追加しております。

一方、歳入では国民健康保険税本算定に伴い、1款 国民健康保険税及び7款 保険基盤安定負担金に係る繰入金をそれぞれ減額補正を行うほか、8款 繰越金では、令和4年度決算に伴う繰越金の追加を行っております。

そして、これらの要因により財源に剰余が生じたので、財政調整基金繰入金を

減額し、歳入歳出予算を調整しております。

その結果、歳入歳出それぞれ 1,531 万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 17 億 8,809 万 1 千円としております。

次に日程第 9 議案第 52 号は、令和 5 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号であります。

本補正予算の主なものを申し上げますと、歳出では、3 款 諸支出金で一般会計繰出金 41 万 3 千円を追加しております。

一方、歳入では、令和 4 年度決算に伴う繰越金を追加するなど所要の補正を行い、歳入歳出予算を調整しております。

その結果、歳入歳出それぞれ 104 万 2 千円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ 3 億 1,362 万 7 千円としております。

次に日程第 10 議案第 53 号は、令和 5 年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第 1 号であります。

本補正予算は、歳出では 1 款 事業費で送水管の一部から漏水が発見され調査したところ、管の経年劣化による漏水が確認され送水管の取り替え工事が必要となったため修繕料 744 万 5 千円を追加するものです。

一方、歳入では基金繰入金を 744 万 5 千円追加し、歳入歳出予算を調整しております。

その結果、予算総額を歳入歳出それぞれ 1,453 万 4 千円としております。

次に、日程第 11 議案第 54 号は、令和 5 年度鞍手町下水道事業会計補正予算第 1 号であります。

本補正予算は令和 4 年度の事業費が確定したことに伴い、資本費平準化債の借入限度額に変更が生じたため補正するものであります。

補正予算第 2 条、資本的収入では、第 1 項企業債で 1,830 万円を追加し、2 億 7,560 万円に、第 2 項出資金で 1,830 万円を減額し、5,638 万 4 千円に補正し、資本的収入全体の補正後の予算額は、補正前と同額の 5 億 232 万 9 千円としております。

次に、補正予算第 3 条企業債関係では、起債の限度額を 1,830 万円追加し、補正後の起債の限度額を 2 億 7,560 万円としております。

以上が、日程第 7 議案第 50 号から日程第 11 議案第 54 号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

#### ○議長（的野信之君）

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 12 議案第 55 号から日程第 20 議案第 63 号までの 9 件を一括して

議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

日程第 12 議案第 55 号から日程第 20 議案第 63 号までの 9 件につきましては、令和 4 年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定、並びに公営企業会計の決算認定であります。

一括して提案説明を申し上げます。

日程第 12 議案第 55 号は、令和 4 年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額 90 億 7,770 万 7 千円。

歳出総額は 83 億 4,549 万 271 円。

差引額 7 億 3,221 万 6,729 円となっており、この差引額から翌年度へ繰り越すべき財源 1,844 万 3,558 円を差し引いた実質収支額は、7 億 1,377 万 3,171 円となっております。

なお、鞍手町財政調整基金条例第 2 条第 2 号の規定により、決算上生じた剰余金の 2 分の 1 を下らない範囲で、基金へ積み立てることとされておりますので、実質収支額のうち 3 億 6,000 万円を財政調整基金へ積立てております。

次に、日程第 13 議案第 56 号は、令和 4 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額 18 億 1,773 万 6,481 円、

歳出総額は 17 億 7,747 万 4,239 円。

差引額と実質収支額は、4,026 万 2,242 円となっております。

次に、日程第 14 議案第 57 号は、令和 4 年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額 6,757 万 5,588 円。

歳出総額は 6,632 万 5,588 円。

差引額と実質収支額は 125 万円となっております。

次に、日程第 15 議案第 58 号は、令和 4 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額 2 億 9,142 万 3,894 円、

歳出総額は 2 億 8,997 万 4,310 円、

差引額と実質収支額は、144 万 9,584 円となっております。

次に、日程第 16 議案第 59 号は、令和 4 年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入

歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額 58 万 6,560 円、  
歳出総額が 58 万 6,560 円。

差引額と実質収支額は、0 円となっております。

次に、日程第 17 議案第 60 号は、令和 4 年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額 390 万 2,256 円、  
歳出総額は 390 万 2,256 円。

差引額と実質収支額は、0 円となっております。

次に、日程第 18 議案第 61 号は、令和 4 年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額 3 億 4,103 万 5,748 円、  
歳出総額は 3 億 4,103 万 5,748 円。

差引額と実質収支額は、0 円となっております。

次に、日程第 19 議案第 62 号は、令和 4 年度鞍手町水道事業会計決算認定であります。

予算第 3 条に定めた、収益的収入及び支出では、  
収益的収入が 3 億 3,979 万 7,701 円、  
収益的支出が 3 億 2,506 万 8,790 円となり、  
差し引き 1,472 万 8,911 円の黒字決算となっております。

次に、予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出では、  
資本的収入が 4,978 万 7,722 円、  
資本的支出が 1 億 3,419 万 1,972 円となり、  
差し引き 8,440 万 4,250 円の資金不足となりますが、当年度分までの損益勘定留保資金により補填しております。

また損益計算におきまして当年度純利益は、1,087 万 1,829 円となっております。

次に、日程第 20 議案第 63 号は、令和 4 年度鞍手町下水道事業会計決算認定であります。

予算第 3 条に定めた、収益的収入及び支出では、  
収益的収入が 4 億 3,007 万 9,481 円、  
収益的支出が 4 億 99 万 7,084 円となり、  
差し引き 2,908 万 2,397 円の黒字決算となっております。

次に、予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出では、  
資本的収入が 5 億 2,527 万 3,000 円、

資本的支出が6億5,331万692円となり、  
差し引き1億2,803万7,692円の資金不足となりますが、当年度分消費税及び地方  
消費税資本的収支調整額2,070万5,137円。過年度分損益勘定留保資金1,264万9,090  
円及び当年度分損益勘定留保資金9,468万3,465円で補填しております。

また損益計算におきまして当年度純利益は、837万7,260円となっております。

以上が、日程第12 議案第55号から日程第20 議案第63号までの提案説明であ  
ります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長（的野信之君）

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日7日から10日までの4日間を休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって明日7日から10日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

~~~~~○~~~~~

—— 閉会 13時31分 ——